

青森県報

第五百六十七号

令和五年
一月三十日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……二
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二
- 証紙売りさばき人の住所の変更……………(会計管理課) ……三
- 公 告
- 国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……三
- 土地改良区の合併の認可……………(同) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域県民局) ……三
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……三
- 右 同……………(西北地域県民局) ……四

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……五

告 示

青森県告示第四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
I & H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和五・一・一

青森県告示第四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

I & 日野辺地薬局

上北郡野辺地町字鳴沢九の二二

令和
五・一・一

青森県告示第四十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	のだ眼科・血管内科クリニック
所在地	弘前市大字神田三丁目二の二
指定期日	令和 五・一・二〇

青森県告示第四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	I & 日野辺地薬局
所在地	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二
指定期日	令和 五・二・一

青森県告示第四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	あおぞらクリニック	三沢市中央四丁目一の二	令和 五・一・一
変更後	おおぞらクリニック	三沢市中央四丁目一の二	
変更前	みどりの風訪問看護ステーション	十和田市西十二番町一〇の二 〇石倉荘一	令和 四・九・二六
変更後		十和田市西三番町二二の三二	

青森県告示第四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	一	十和田市	令和 五・一・二九

青森県告示第四十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住 所	氏 名	変更年月日
変更前	茨城県牛久市ひたち野西三丁目三七の五コン フィールひたち野うしく 九〇三	浜田 誠也	令和四・七・一
変更後	上北郡東北町上北南一丁目二二の九四		

公 告

国土調査の成果の認証

八戸市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

八戸市大字十日市字押口、字上赤坂、字小山、字留流

土地改良区の合併の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、青

女子堰土地改良区、長瀬堰土地改良区、杭止堰土地改良区、鬼沢楡木土地改良区、弘前市和徳土地改良区、相馬土地改良区、弘前北部土地改良区及び目屋土地改良区の合併を令和五年一月二十日認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 岩木川土地改良区は、合併により設立される。
- 二 青女子堰土地改良区、長瀬堰土地改良区、杭止堰土地改良区、鬼沢楡木土地改良区、弘前市和徳土地改良区、相馬土地改良区、弘前北部土地改良区及び目屋土地改良区は、合併により解散する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年一月三十日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	松村 範明	三戸郡南部町大字苦米地字下宿二	令和四・三・〇

土地改良区の役員 の 就任 及 び 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員 の 就任 及 び 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十八

項の規定により公告する。

令和五年一月三十日

三八地域県民局長 富谷正行

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	木村 時彦	八戸市大字市川町字橋向三三の一	令和四・三・二〇就任
	石田 和弘	〃 〃 七九の四	〃
	中村 守	〃 〃 八一の一	〃
	木村 武美	〃 〃 字姥懐三の一	〃
	中村 一雄	〃 〃 字上大谷地五四の三	〃
	木村 芳孝	〃 〃 字下揚一〇九	〃
	木村 亨	〃 〃 八太郎六丁目一〇の三〇	〃
	風穴 求	〃 〃 大字市川町字新田三の一	〃
	鈴木 幹雄	〃 〃 三戸郡五戸町大字上市川字石呑四の一	〃
	鈴木 幸雄	〃 〃 〃 〃 八の一	〃
	鈴木 精一	〃 〃 八戸市大字市川町字赤坂下三八の一	〃
監事	木村 弁一	〃 〃 字橋向五五	〃
	木村 光男	〃 〃 〃 〃 四三の三	〃
	是川 晃一	〃 〃 大字売市字小侍八の四	〃
	木村 時彦	〃 〃 大字市川町字橋向三三の一	四・三・九退任
	石田 和弘	〃 〃 〃 〃 七九の四	〃
	中村 守	〃 〃 〃 〃 八一の一	〃
	鈴木 勝康	〃 〃 〃 〃 字轟木六七の三	〃
	鈴木 徳治	〃 〃 三戸郡五戸町大字上市川字堰向一九の一	〃
	木村 武美	〃 〃 八戸市大字市川町字姥懐三の一	〃
	中村 一雄	〃 〃 〃 〃 字上大谷地五四の三	〃
	木村 芳孝	〃 〃 〃 〃 字下揚一〇九	〃
	原 隆一	〃 〃 三戸郡五戸町大字上市川字上市川三三の一	〃

木村 亨	八戸市八太郎六丁目一〇の三〇	〃
風穴 求	〃 〃 大字市川町字新田三の一	〃
木村 弁一	〃 〃 〃 〃 字橋向五五	〃
上村 清孝	〃 〃 〃 〃 長苗代一丁目一一の二	〃
木村 光男	〃 〃 〃 〃 大字市川町字橋向四三の三	〃

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、白山溜池土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年一月三十日

西北地域県民局長 宇野 武

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	鳴海 初男	五所川原市大字飯詰字石田五六の二	令和四・二・二六就任
	小坂 昭雄	〃 〃 大字戸沢字前田三五の八	〃
	和島 秀夫	〃 〃 大字飯詰字福泉七九	〃
	齊藤 晴夫	〃 〃 大字戸沢字玉清水一八九	〃
	齊藤 秀治	〃 〃 〃 〃 字畑林一六の二	〃
	高橋 俊恵	〃 〃 大字金山字泉田九四の二	〃
	齊藤 智	〃 〃 大字戸沢字前田四五の一	〃
監事	島谷 淳	〃 〃 大字飯詰字福泉七六	〃
	柳原 一夫	〃 〃 〃 〃 字桜田二三の六	〃
	鳴海 正	〃 〃 〃 〃 字朝日沢田三九	〃
	鳴海 初男	〃 〃 〃 〃 字石田五六の二	〃
	小坂 昭雄	〃 〃 〃 〃 大字戸沢字前田三五の八	四・二・三退任
	和島 秀夫	〃 〃 〃 〃 大字飯詰字福泉七九	〃
	齊藤 晴夫	〃 〃 〃 〃 大字戸沢字玉清水一八九	〃

公 営 企 業

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年一月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十八万リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年十二月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 八十四円十五銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としましたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年二月九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円